

令和 2 年度

指定管理者監査報告書

〔 天塩町老人福祉センター 〕

天塩町監査委員

監査の対象

1. 公の施設

(1) 天塩町老人福祉センター（天塩町山手裏通8丁目1466番地の21）

2. 指定管理者

(1) 社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会（天塩町字川口5699番地の1）

3. 所管課

(1) 福祉課

4. 監査の範囲

平成28年から令和2年度に執行された（執行中も含む）、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

5. 監査の期間

令和3年2月1日（月）から令和3年2月5日（金）まで

当該説明聴取日 令和3年2月3日（水）13時

6. 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかを主眼に、所管課及び指定管理者から監査の対象となった財務事務に関する執行状況が、関係法令や町条例、規則等に沿って適正かつ効率的に行われているかについて、事前提出された監査資料及び提出を求めた関係書類に基づいて、書類照合・その他の実施すべき監査手続き、説明聴取により実施した。

(1) 所管課

- ① 指定管理者を選定した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 事業に対する指導監督は適正に行われているか。
- ④ 業務の履行は業務報告書によりなされているか。

(2) 指定管理者

- ① 事業の執行は協定書及び仕様書に従って実施されているか。
- ② 会計処理は適正に行われているか。
- ③ 財産の管理は適正に行われているか。
- ④ 出納関係の諸帳簿の整備は適正に行われているか。
- ⑤ 収納事務は適正に行われているか。
- ⑥ 内部監査担当者及び監事が任命されているか。
- ⑦ 監事による例月出納検査は行われているか。
- ⑧ 貸借対照表の預金残高は預金残高証明書の金額と一致しているか。

- ⑨ 貸借対照表の借入残高は貸付金残高証明書の金額と一致しているか。
- ⑩ 収益的収入支出予算の科目と損益計算書の勘定科目が一致しているか。
- ⑪ 資本的収入支出予算の執行額と貸借対照表の各勘定科目の増減額が一致しているか。
- ⑫ 収入支出各予算の執行状況は妥当か。
- ⑬ 収入の調定は適正に行われているか。
- ⑭ 人件費の内容は妥当か。社会保険、労災保険等に参加しているか。
- ⑮ 正規職員、臨時職員は直接雇用になっているか。
- ⑯ 賃金単価は妥当か。最低賃金単価以上を遵守しているか。
- ⑰ 物件費の契約金額、支出内容は妥当か。
- ⑱ 施設の管理状況は書類で整理されているか。管理業務の実施状況を日々チェックしているか。所管課と常に協議し、最善の状態が保たれているか。
- ⑲ 施設の維持管理に係るマニュアル等は整備されているか。
- ⑳ 施設の利用状況は書類で整理されているか。
- ㉑ 問題点を把握し改善事項を整理されているか。

7. 監査の結果について

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

(1) 施設の概要

① 所在地等

施設名 天塩町老人福祉センター（天塩町山手裏通8丁目1466番地の21）
構造及び面積 鉄筋コンクリート 平屋建て 575.00 m²
建築年 1978年（昭和53年）

(2) 指定管理者の選定経緯

① 平成28年1月27日 第1回指定管理者選考委員会

指定管理者の候補者選定について、（社福）天塩町社会福祉協議会に指名することを決定

② 平成28年2月18日 第2回指定管理者選考委員会

指定管理者の事業計画書の内容審議
（社福）天塩町社会福祉協議会を候補者として答申

③ 平成28年3月定例議会

指定管理者を（社福）天塩町社会福祉協議会にすることを議決
指定管理者指定の告示

④ 平成28年4月1日

天塩町老人福祉センターの基本協定締結

(3) 天塩町と指定管理者との協定書内容

- ① 指定期間（協定書第6条第1項）
平成28年4月1日から平成33年（令和3年）3月31日までの5年間
- ② 指定管理料（年度協定書第3条）
1,953,000円（消費税等を含む）
毎月、指定管理者の請求により支払う。（月額162,750円）
- ③ 管理運営業務の内容（管理運営業務仕様書）
ア．目的として、高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を与えるなど、その利用に供し、健康で明るい生活が営まれることを目的とする。
イ．業務内容では
ア）使用の許可、使用許可の取消し、使用の制限その他の使用に関する業務
イ）天塩町老人福祉センターの維持管理に関する業務
ウ）高齢者に対しての各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため便宜の供与
- ④ 使用料金の設定（条例第8条）
使用料は無料とする。ただし、条例で規定する団体は除く。
- ⑤ 管理に係る経費について
施設の管理運営に係る人件費・消耗品費・電話料・除雪費に係る経費は、天塩町社会福祉協議会からの支出とし、光熱水費・建物共済・電気保安業務・消防設備保守点検業務・維持補修費・備品購入費については、天塩町より支出する。

（４）指定管理者の各施設の利用実績

天塩町老人福祉センター

年 度	利用者数		備 考
	集会室	作業室	
平成28年度	1,556人 (月平均130人)	448人 (月平均37人)	
平成29年度	1,446人 (月平均121人)	530人 (月平均44人)	
平成30年度	1,457人 (月平均121人)	608人 (月平均51人)	
令和元年度	1,252人 (月平均104人)	564人 (月平均47人)	
令和2年度 (12月末現在)	410人 (月平均45人)	320人 (月平均36人)	

※ 延人数

(5) 収支状況について

指定管理料で、人件費、事務費及び事業費が支出され、年間の支出予算額も1,953,000円の範囲内としている。

8. 総括

指定管理者との協定書の締結にあたっては、協定書の締結及び年度協定書により締結されており、管理運営に係る内容については必要とされる事項をはじめ、経費の負担区分の明確化もされていることから適正に締結されているものと認められた。